

地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院職員被服貸与規程

平成28年4月1日

(趣旨)

第1条 この規程は、地方独立行政法人総合病院国保旭中央病院（以下「法人」という。）の職員が職務の遂行上必要とする被服等の貸与に関し、必要な事項を定めるものとする。

(貸与等)

第2条 この規程に基づき貸与する被服等（以下「貸与品」という。）の事務は、被服貸与主管部署が行う。

(貸与の記録)

第3条 被服貸与主管部署は、貸与品の貸与をしたときは、被服等貸与簿又はこれに準ずる書類に必要事項を記録し、保管しなければならない。

(被貸与者、貸与品、員数及び貸与期間)

第4条 貸与品の対象職員（以下「被貸与者」という。）、貸与品、員数及び貸与期間は、別表に掲げるとおりとする。

2 所属長は、その職務の特別の事情等により、別表に掲げる貸与品、員数又は貸与期間を変更する必要があるときは、法人の許可を得てこれを変更することができる。

3 貸与品が賃貸借品の場合については、その貸与期間は、その賃貸借契約によるものとする。

4 貸与期間は、月をもって計算し、貸与した月から起算する。

(貸与品の取扱い)

第5条 被貸与者は、特別の理由がある場合を除き、職務の遂行中は、常に貸与品を着用しなければならない。

2 被貸与者は、貸与品を注意をもって使用及び管理するものとし、原型の著しい改造、譲渡等私物化してはならない。

(亡失、損傷等の届出及びその処置)

第6条 被貸与者は、貸与品を亡失したとき、又は損傷により着用できなくなったとき（以下「亡失等」という。）は、速やかに貸与品亡失等届を所属長の許可を経て被服貸与主管部署に届け出なければならない。

2 法人は、前項の規定による届け出により、必要と認めるときは、貸与品を再貸与することができる。

3 第1項に規定する亡失等が、被貸与者の故意又は重大なる過失によるものであるときは、被貸与者は、相当額の賠償をしなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、法人は、これを減額し、又は免除することができる。

4 貸与品が賃貸借品の場合の亡失等については、その賃貸借契約の条項に基づくものとする。

(貸与品の返還等)

第7条 被貸与者は、貸与期間中に転任、退職、休職又は配置換等のため勤務に異動が生じたときは、速やかに貸与品を返還しなければならない。

2 前項の規定により返還された貸与品は、再貸与することができる。この場合における貸与期間は、当該貸与品の残存期間とする。

3 貸与品が第4条に規定する貸与期間を経過したものについては、当該貸与品の返還を免除することができる。

4 貸与品が賃貸借品の場合の返還については、その賃貸借契約の条項に基づくものとする。

(その他)

第8条 この規程に定めるもののほか、貸与品の貸与に関し必要な事項は、法人が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日の前日までに、解散前の旭市病院事業企業職員被服貸与規程（平成17年病院事業管理規程第12号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされたものとみなす。

別表（第4条関係）

被貸与者	性別	貸与品	員数	貸与期間 (年)	摘要
医師又は歯科医師	男女	白衣	8	5	
		ズボン	4	5	
技師又はこれに準ずる他の職種	男女	白衣	7	5	
		ズボン	4	5	
		靴	2	1	
保健師、助産師、看護師又は准看護師	男女	看護衣	6	5	手術衣着用部署は、員数2とする。
		靴	2	1	
看護補助員又はこれに準ずる他の職種	男女	看護衣	6	5	手術衣着用部署は、員数2とする。看護補助員以外は、員数5とする。
		靴	2	1	
事務又はこれに準ずる他の職種	女	事務服(夏) 上	3	3	
		事務服(冬) 上・下	2	3	
施設課(エネルギー担当)	男	作業服(夏) 上・下	2	2	
		作業服(冬) 上・下	2	2	
		防寒服上	1	3	
		靴	1	2	
施設課(整備担当)	男女	作業服(夏・冬)	18	3	院内作業員と寮母は、員数12とする。
		防寒服上	1	3	外部作業員のみ
		靴	2	1	
施設課(事務担当)	男女	作業服(夏) 上	3	2	
		作業服(冬) 上	3	2	
		ズボン	3	2	
		防寒服上	1	5	
車両課	男	防寒服上	1	3	
栄養士、調理師又は給食員	男女	白衣	3	5	栄養士のみ
		調理衣	4	2	
		ズボン	4	2	
		靴	2	1	
介護職員	男女	看護衣	6	5	
		靴	2	1	